

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

## 事業継続力強化支援事業の目標

### 1. 現 状

#### (1) 地域の概要

本計画の対象地域は、市貝町全域であり、市貝町商工会の管轄地区である。東西約 9.9 km、南北 15.6 km、面積は 64.24 km<sup>2</sup>で、栃木県の面積 (6,413.79 km<sup>2</sup>) の約 1%にあたる南北に細長い町である。

当商工会と町役場がある町中心部の市塙地区、南部の赤羽地区、北部の小貝地区と大きく 3 地区に分けられる。

#### (2) 地域の災害等リスク

南西部は関東平野の北端であり、平坦で耕地が多く、東北部一帯は八溝山系に属し、河川は八溝山系に源を発している小貝川が町の中央を南北に貫流し、桜川は東部山間地を南流して小貝川に合流している。荒川は町の北部の一部地域を流れるほか、大川、赤堀川、思川、市の堀等が南流している。また、赤羽地区にほど近い芳賀町東部には五行川が流れている。

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は次のとおり。

##### ① 洪水

小貝川、荒川、五行川が浸水想定区域を指定した河川となっており、本町で作成した「市貝地域防災計画」(令和 4 年 3 月) 及び町の「ハザードマップ」によると、小貝川沿いの市塙、赤羽地区の一部、荒川沿いの小貝地区の一部、五行川に近い赤羽地区の一部が浸水想定区域に指定されている。商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。製造業においては、原材料の加工業者が被災することにより、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。

##### ② 土砂災害

町内における山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区 51 地区、地すべり危険地区 2 地区、崩壊土砂流出危険地区 5 地区が指定されている。また、急傾斜地崩壊危険箇所は 91 箇所、土石流危険渓流は 13 箇所が指定されている。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

##### ③ 地震

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」の防災地図によると、今後 30 年間で震度 6 弱以上の地震が発生する確率は、中央から南西部にかけて 26.0~100.0%、それ以外は 6.0~26.0%となっている。

市貝町の国土強靱化地域計画による被害予測は、次のとおりとなっている。

(市貝町直下地震 M6.9)

ア 建物被害

(単位：棟)

区分	液状化	地震動	土砂災害	火 災	合 計
全壊棟数	3	592	2	0	597
半壊棟数	6	2,040	6	0	2,052

イ 人的被害

(単位：人)

区分	建物倒壊等	土砂災害	火 災	合 計
死者数	38	0	0	38
負傷者数	522	0	0	522
内重傷者数	67	0	0	67

※市貝町国土強靱化地域計画 第2節 被害の想定 P8より引用

商工業者へのリスクとしては、店舗や工場建物の倒壊、精密機器や工場機械等の故障、幹線道路の通行止めによる物流の停滞などによる復旧の長期化などが想定される。また、市埴・赤羽地区は事業者が密集しており、建物倒壊による被害に加え、地域のにぎわいが失われることによる、販路の縮小や商圏の喪失などのリスクも存在する。

#### ④ 集中豪雨

近年、これまでに経験したことのないような豪雨が、頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。

特に昭和61（1986）年台風10号では、甚大な被害があり土砂崩れ、家屋の床上浸水のほか、農産物、農産用施設被害で437,583千円という記録が残っている。

また、令和元年東日本台風においても、荒川の氾濫により小貝地区の一部で家屋の床上浸水など大きな被害が、発生した。商工業者へのリスクとしては、洪水時と同様に、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。製造業においては、原材料の加工業者が被災することにより、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。

#### ⑤ 竜 巻

平成24年5月6日に発生した竜巻では、隣接町で大きな被害が発生したため、当町においても、事務所や生産施設等の屋根の飛散、損傷、倒壊などについて十分に注意が必要である。商工業者へのリスクとしては、事務所や生産施設等の屋根の飛散、損傷、倒壊などや、精密機器や工場機械等の損傷などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

#### ⑥ 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的な流行を繰り返している、また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。商工業者へのリスクとしては、インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセルやイベントや会合の休止、外出自粛の動き等による売上の急減、海外工場の操業停止や部品・材料の納入遅延等サプライチェ

ーの混乱による受注の停止などが想定される。また、従業員本人が罹患した場合、従業員の家族が感染した場合又は学校等が休校となり子どもの世話が必要となった場合、従業員が出勤できなくなるリスクも存在する。

### ⑦サイバー攻撃

機密情報の窃取、金銭の獲得、業務の妨害等を狙ったサイバー攻撃が、国内外で常態化するとともに、その手口も巧妙化している。商工業者へのリスクとしては、機密情報や個人情報の流出、精密機器の故障、システム障害による業務停止、取引先からの信用の失墜などが想定される。

## (3) 域内の商工業者の状況 (令和3年経済センサス活動調査)

商工業者数 361者 (うち小規模事業者数 285者)

業 種	商 工 業 者		備 考 (事業所の立地状況等)
	商 工 業 者	小規模事業者	
建 設 業	57	57	市塙・赤羽地区に多い
製 造 業	56	42	赤羽地区に多い
卸 売 業	10	7	
小 売 業	73	55	市塙地区に多い
飲食店・宿泊業	27	22	市塙地区に多い
サービス業	86	60	市塙・赤羽地区に多い
そ の 他	52	42	
合 計	361	285	

## (4) これまでの取組

### ① 市貝町の取組

- ・市貝町地域防災計画の策定・防災訓練の実施(年1回、1箇所)
- ・市貝町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

### ② 市貝町商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会(以下、「全国連」という。)の福祉共済(病気・ケガの補償)への加入促進

### ③ 事業継続力強化支援計画の実施状況(令和6年度)

- ・巡回経営指導時における災害リスクの周知(12件)
- ・会報での施策等の掲載(1回)
- ・連絡ルートの確認(2回)

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

## 2. 本計画の策定及び実行あたっての課題と対策

### 【課題】

- ① 町内小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況を把握できていない。
- ② 地域の自然災害等リスクについて商工会、市貝町関係部署との間で十分な議論が出来ていない。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行える経営指導員が不足している。

### 【対策】

- ① 事業継続力強化の取り組み状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定者一覧や域内事業者へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ② 市貝町総務課、産業振興課、市貝町商工会で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う経営指導員の不足については、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、職員向けに研修や勉強会等を開催し適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

## 3. 目 標

- ・管内事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・町内の主要産業である小売・サービス業が多く集積し、地域経済圏の中心となる市塙地区の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、町内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・支援においては、事業者BCPの策定支援に加え被災時の事業継続力強化として、損害保険の加入などのリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年1者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ② 町内全体の事業継続力強化計画(BCP)の策定を5件
- ③ 主要産業である小売り・サービス業や建設業の小規模事業者においては策定を3件
- ④ 上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

## 1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

## 2. 事業継続力強化支援事業の内容

### (1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し管内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金を活用し、町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・関東経済産業局HP掲載のリスクファイナンス診断シートを活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。

(HP:[https://www.kanto.meti.go.jp/press/20240522\\_risk\\_finance\\_sheet\\_press.html](https://www.kanto.meti.go.jp/press/20240522_risk_finance_sheet_press.html))

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・管内事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

### (3) フォローアップ

- ・市貝町の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業(専門家派遣)を紹介する。  
(HP:<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)
- ・事業者BCPの策定後5年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練(被災からのシュミレーション含む)・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

### (5) 関係団体との連携

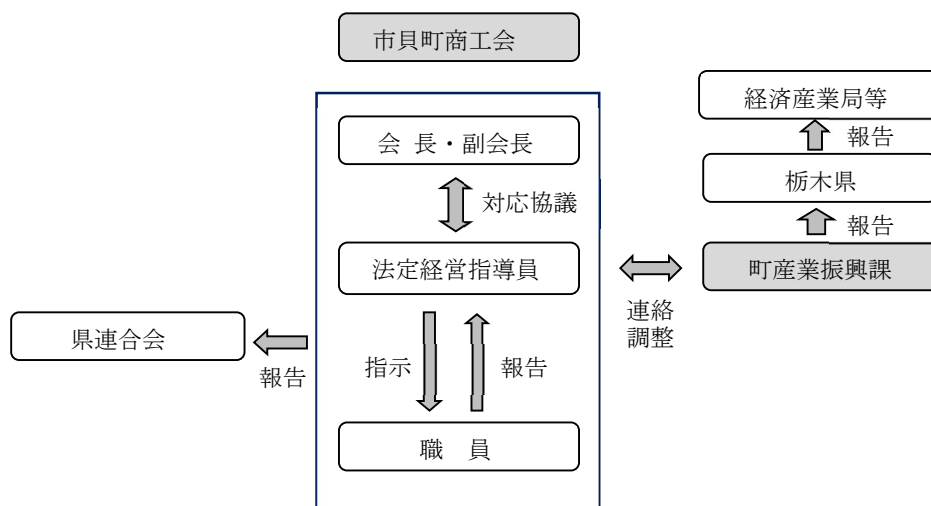
- ・全国連と提携しているあいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

### (6) 訓練の実施

- ・自然災害（令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、町と商工会の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## 3. リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・風水害等、事前に発災が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



## 4. リスク発生時の対応

### (1) 大規模自然災害

大規模自然災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。

なお、大規模災害発生を目安は以下の通りとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

#### 1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発災後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を町及び商工連へ報告するとともに、町が把握する被害状況を共有する。

#### 2) 地域内事業者の被害状況の確認

- ・町は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、地域内事業者の被害状況を確認する。

- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。

### 3) 被害情報の共有

- ・町と商工会は、以下の間隔で被害情報等を共有する。  
なお、情報共有は別添様式(様式1)で行う。

発災後～1週目	1日に2回共有する
1週間～2週目	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

### 4) 被害情報の報告

- ・町と商工会とで情報を共有した上で、町においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。  
なお、報告は3)と同様の様式で行う。

## (2) 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

### 1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・当町で取りまとめた「市貝町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、市貝町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

### 3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・町は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会、巡回・電話、アンケート調査等により管内事業者の被害状況を確認する。

### 4) 被害情報の共有・報告

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、町と商工会とで情報を共有した上で、町においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

## (3) 被災事業者に対する支援

### 1) 応急対策時の支援

- ・相談窓口の開設方法については町と相談する。
- ・安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、栃木県、町等の施策）を周知する。

- ・被災事業者には、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導する。

## **2) 復旧・復興支援**

- ・国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、栃木県、町等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を栃木県・県連合会等に相談する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

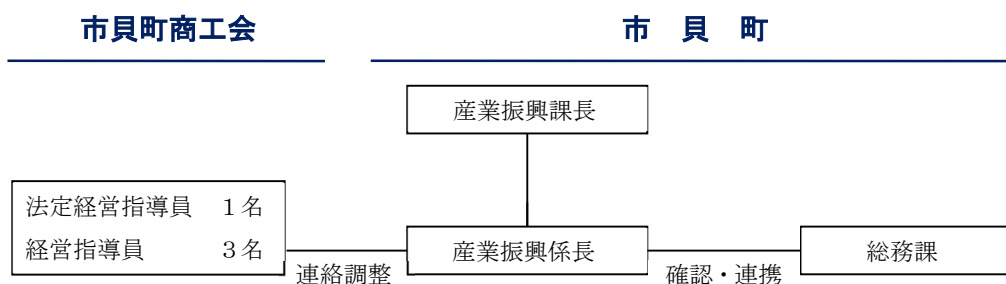
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



① 栃木県及び関係市町との連携体制

- ・ 当会、本町産業振興課・総務課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・ また、計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県に随時相談する。

② 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 町内を2地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員3名の体制で巡回指導を行う。小規模事業者ごとに経営指導員を選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ また、保険加入促進については、全国連と提携している東京海上日動火災保険(株)・あいおいニッセイ同和損保(株)の専門家による、個別相談の体制とする。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員1名、経営指導員3名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と町の連絡協議会(年1回開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

## (2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

### ① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 荒井一美（連絡先は（3）①のとおり）

### ② 法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（四半期に1回以上）

## (3) 商工会、関係市町連絡先

### ① 商工会

市貝町商工会

〒321-3423 芳賀郡市貝町大字市塙 4117-12

TEL：0285-68-0071 / FAX：0285-68-0485

E-mail：ichikai\_net@shokokai-tochigi.or.jp

### ② 関係市町

市貝町産業振興課

〒321-3423 芳賀郡市貝町大字市塙 1280

TEL：0285-68-1118 / FAX：0285-68-1167

E-mail：kikaku02@town.ichikai.tochigi.jp

## (4) 被害情報報告先

### ① 栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

TEL：028-623-3173 / FAX：028-623-3340

E-mail：shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

### ② 栃木県商工会連合会

組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4

TEL：028-637-3731 / FAX：028-637-2875

E-mail：soshiki\_fed@shokokai-tochigi.or.jp

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・調査費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・協議会運営費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	40	40	40	40	40
・パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	30	30	30	30	30

調達方法

会費収入、伴走型補助金、市貝町補助金、事業収入 等